

## 災害発生時における調査及び支援活動に関する協定書

鈴鹿市(以下「甲」という。)と社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「乙」という。)は、地震、津波、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合の調査及び支援活動(以下「災害支援」という。)の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、市内に災害が発生した際の災害支援について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この協定において調査とは、次に掲げるものとする。

- (1) 災害により甲の管理する道路・河川・公園・建築物等施設、水路管路等施設(以下「公共施設」という。)に被害が発生した際の官民境界の仮復旧
- (2) 公共施設に被害が発生した際の応急対策並びに災害復旧のための隣接地権者の調査並びに筆界点情報の収集及び復元

### (支援活動の内容)

第3条 この協定において乙が行う「支援活動」の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害により市内の一般家屋等に被害が発生した際の、登記及び境界関係無料相談所の開設
- (2) 災害により全壊した市内の一般家屋等の建物滅失登記への協力
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

### (協力要請)

第4条 甲は、災害支援を実施する必要がある際には、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があった際は、災害支援の実施について甲に協力するものとする。

### (要請の方法)

第5条 甲は、前条に掲げる協力要請を乙に行う際には、甲と乙が協議のうえ、乙に別紙要請書(第1号様式)により要請するものとする。

### (災害支援の実施)

第6条 乙は、前条の要請に基づき災害支援を実施する際には、別紙受諾書(第2号様式)を甲に提出し、甲の指示に従い、速やかに乙の社員を動員し、災害支援を実施するものとする。但し、支援活動については、乙の判断により実施期間を伸縮することができるものとする。

### (費用の精算)

第7条 甲は、第4条の協力要請により乙の社員が行った調査に要した費用について、前条において実施された内容を確認し、当該年度の委託契約等の単価に準じた額により精算を行う。

2 支援活動に要した費用については無償とする。

(協力要請体制)

第8条 第5条に掲げる乙への協力要請に係る協議を円滑に行うため、乙はこの協定の締結後速やかに次に掲げる資料を整え、甲に提出するものとする。

- (1) 調査及び支援活動に係る乙の組織図
- (2) 調査及び支援活動に係る連絡担当者
- (3) 調査及び支援活動に従事できる社員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める書類

2 乙は、前項に掲げる資料に変更があったときは、毎年6月までに変更資料を甲に提出するものとする。

(訓練・研修の実施)

第9条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

2 甲と乙は、市が管理する公共施設等の筆界に関する災害予防策について協議を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲と乙のどこからも協定解除の申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して3年間延長するものとし、以後同様とする。

(甲及び乙の解除権)

第11条 甲はこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又は乙がこの協定に基づく調査及び災害応急復旧工事の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、前条の有効期限に関わりなくこの協定を解除することができる。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義を生じたときは、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年 1月16日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

川岸光男



乙 津市鳥居町19番地8

社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長

長谷川吉久



(第1号様式)

No. \_\_\_\_\_  
平成 年 月 日

## 要 請 書

社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 様

鈴鹿市長 川岸 光男

災害発生時における調査及び支援活動に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請  
します。

場 所	
要 請 目 的	
被 害 の 状 況	
要 請 業 務 内 容	
備 考	
連 絡 先 ( 担 当 者 )	市 課 担当 電話 FAX

(第2号様式)

平成 年 月 日

## 受 諾 書

(あて先)

鈴鹿市長

社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

災害発生時における調査及び支援活動に関する協定書第5条の規定により下記の要請について同意し、作業を実施します。

場 所	
状 況	
要 請 内 容	



防災ネットワーク組織図 (H23.10.3現在)

三重県土地家屋調査士会  
(290名)  
住所 津市河辺町 3547 番地 2  
TEL 059-227-3616  
FAX 059-225-2930  
Mail honkai@mie-chosashi.or.jp

社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
(184名)  
住所 津市鳥居町 19 番地 8  
TEL 059-226-0863  
FAX 059-229-7629  
携帯 090-1275-7276  
Mail kst:mie@cello.ocn.ne.jp

社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
TEL 052-937-4045  
FAX 052-937-4047  
Mail a:ksyoku@ca3.so-net.ne.jp

社団法人 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
TEL 058-248-1895  
FAX 058-240-4888  
Mail kousyoku@gi-cho.com

社団法人 福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
TEL 0776-33-2731  
FAX 0776-33-2732  
Mail koushoku@alto.ocn.ne.jp

社団法人 石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
TEL 076-291-0408  
FAX 076-291-0817  
Mail isikyo@lilac.ocn.ne.jp

社団法人 富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
TEL 076-433-7420  
FAX 076-433-1924  
Mail toyamaky@arrow.ocn.ne.jp

桑員支所 (14名) 支所長 後藤 一未  
住所 桑名市筒尾一丁目 10 番地 15  
TEL 0594-32-5102  
FAX 0594-32-5086  
Mail

四日市支所 (45名) 支所長 田中 孝治  
住所 四日市市三栄町 5 番 15 号  
TEL 059-351-5330  
FAX 059-351-5065  
Mail

鈴亀支所 (17名) 支所長 佐藤 繁雄  
住所 鈴鹿市長太旭町三丁目 1 番 37 号  
TEL 059-385-2201  
FAX 059-385-3560  
Mail

津支所 (29名) 支所長 前出 隆司  
住所 津市桜橋三丁目 32 番地 14  
TEL 059-225-9866  
FAX 059-225-9818  
Mail

伊賀支所 (9名) 支所長 濱地 幸昌  
住所 伊賀市上野丸之内 53 番地 10  
TEL 0595-21-2030  
FAX 0595-24-6736  
Mail

松阪支所 (29名) 支所長 山本 幸司  
住所 松阪市南虹が丘町 3 番地 9  
TEL 0598-20-2611  
FAX 0598-20-2621  
Mail

伊勢支所 (31名) 支所長 中島 万琴  
住所 伊勢市円座町 1055 番地 7  
TEL 0596-39-6001  
FAX 0596-39-6002  
Mail

紀北支所 (6名) 支所長 倉本 和之  
住所 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 200 番地 9  
TEL 0597-47-5133  
FAX 0597-47-5186  
Mail

熊野支所 (4名) 支所長 岡田 盛暉  
住所 熊野市有馬町 646 番地 1  
TEL 0597-89-2795  
FAX 0597-89-2852  
Mail